

# 福島県中山間地域等直接支払制度評価検討会について

平成27年8月17日

福島県農村振興課

## 1. 委員会の目的

中山間地域等において、適切な農業生産活動等を通じて耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を目的とする中山間地域等直接支払制度を、適切かつ円滑に運用するため設置するもので、県が定める特認地域及び特認基準の審査・検討、市町村が行う対象農用地指定の評価、交付金の交付状況の点検、集落等の取組状況の検討・評価を行う。

## 2. 委員会の役割

- (1) 特認地域及び特認基準の審査・検討に関すること
- (2) 交付金の交付状況の点検に関すること
- (3) 対象農用地指定の評価に関すること
- (4) 集落等の取組状況の検討・評価に関すること

## 3. 年次計画

原則、年2回とするが、必要に応じて現地調査を実施する。

- (1) 第27回（平成27年度は8月開催）
  - ①中山間地域等直接支払制度について
  - ②平成26年度の実施状況と平成27年度の取組予定について
  - ③第4期対策における特認地域の指定について
- (2) 第28回（3月を想定）

当該年度の実績見込み及び次年度の事業計画について

## 福島県中山間地域等直接支払制度評価検討会設置要綱

### (設置)

第1条 中山間地域等において、適切な農業生産活動等を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を目的に実施する中山間地域等直接支払制度を、適切かつ円滑に運用するため、福島県中山間地域等直接支払制度評価検討会(以下、「検討会」という。)を設置する。

### (所掌)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 中山間地域等直接支払制度に関し、県が定める特認地域及び特認基準の審査・検討、市町村が行う対象農用地指定の評価、交付金の交付状況の点検、集落等の取組状況の検討・評価に関すること。

(2) その他中山間地域等直接支払制度に関すること。

2 検討会は、前項に掲げる事項について、知事に提言等を行うことができる。

### (組織)

第3条 検討会は、中立的で利害関係を有しない有識者の中から、知事が委嘱した委員をもって組織する。

2 委員の任期は3年以内とする。

3 委員が欠けたときは、補欠することができる。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討会は、知事が招集し、委員の過半数の出席により成立する。

2 検討会の座長は、会長を充てる。

3 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 検討会の庶務は、農林水産部農村整備総室農村振興課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、知事が検討会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成12年4月19日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成13年2月27日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年6月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。